使用水の衛生管理

a.確認のポイント

✓ 水道水

・直接使用の場合；検査不要

・貯水槽がある場合；簡易専用水道法により貯水槽の清掃義務がある。

✓ 井戸水

・年１回以上水質検査が必要。検査証明書を保管する。